

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区個人情報保護審議会 (令和5年度 第1回)	
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課	
開催日時	令和5年7月25日(火) 午前10時00分～10時56分	
開催場所	豊島区役所本庁舎9階 第一委員会室	
議 題	<p>諮 問</p> <p>(1) 諮問第1号 個人情報保護法に係る安全管理措置について</p> <p>報 告</p> <p>(1) 「行政情報公開及び個人情報開示の実施状況」について</p> <p>(2) 「保有個人情報の漏えい等」について</p> <p>(3) 「個人情報保護法に関する職員研修」について</p>	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数2人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第7条(2)に該当するため
出席者	委 員	村山 健太郎(会長)、小田 信治、紙子 陽子、草葉 隆義、松尾 剛 行、松戸 浩 計6名
	関係人	情報管理課長
	事務局	政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長(行政情報)

審 議 経 過

No.1

区民相談課長：それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回豊島区個人情報保護審議会を開催させていただきます。

委員の皆様には、ご多忙中のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は当審議会の委員として、ご就任をお願いいたしましてから初めての審議会でございます。後ほど、委員の皆様の互選により会長を選任していただくことになっておりますが、会長が選任されるまでの間、私、区民相談課長が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、当審議会は会議録の作成のために録音を行っておりますので、ご報告いたします。

それでは、お手元にお配りいたしました会議次第に従いまして進めさせていただきます。

審議に先立ちまして、委嘱状を執り行わせていただきます。時間の関係で既に皆様の席上に委嘱状を置かせていただいておりますことをご了承をお願いいたします。

それでは、皆様への委員委嘱に際しまして、豊島区長、高際みゆきよりご挨拶を申し上げます。

区 長：委員の皆様、おはようございます。梅雨も明けまして、めちゃめちゃ暑い中、また、ご多忙の中、本日はどうもありがとうございます。

今、委嘱状をお配りさせていただいております。今、所管課長が申し上げましたけれども、本当はお一人お一人に私からお願いすべきところをお配りの形で恐縮でございます。

今年の4月1日から改正個人情報保護法の地方自治体部分が施行されましたということで、自治体にとっても本当に大きな動きがあったなど。これから、しっかりやっていかなければということに改めて思っているところでございます。

また、皆様方には法改正に係る法施行条例の制定、また手引きの作成などについても、検討会の委員を務められ、いろいろなご助言を賜りましたことも、併せてお礼を申し上げます。

こちらの会は、その名のとおり、個人情報保護に関する、肝になる会になります。役所において個人情報というのは本当に何よりも大事にしておりますし、また、私4月24日に就任をいたしまして、常々職員には、私自身も顔の見える区長であるし、顔の見える区政、開かれた区政をやっというを常々申しております。そうした区民にとって、しっかり見てもらえる立場、分かってもらえる区政でやっという前提として、当然ですけれども、守るべきものはしっかり守る行政として曖昧なことはしない。クリアな形でやっいかなければいけない。その中でもやっぱり個人情報、いろんなところで全ての部署で関わりますので、間違いないようにやっまいりたいということを申しているところでございます。

また、この個人情報保護の審議会の体制も大きく変わっております。新体制ということで、ぜひ私たち職員の一番の味方でいていただくとともに、これはというところにつ

審 議 経 過

No.2

いては、厳しいご指摘も、ぜひぜひいただければというふうに思っております。ぜひよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。

区民相談課長：それでは、次に、委員の皆様をご紹介します。

本審議会は6人以内の委員の皆様で構成されております。お手元にお配りいたしました審議会委員名簿の順に従ってご紹介させていただきますので、恐縮ですが、お名前をお呼びいたしましたら、お席でお立ちくださいますようお願い申し上げます。

(各委員を紹介する)

区民相談課長：以上で、委員の皆様のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、区側の出席者及び事務局の職員を紹介させていただきます。

(区側の出席者及び事務局の職員を紹介する)

区民相談課長：以上で、紹介を終わらせていただきます。

次に、本審議会の会長の選出に移らせていただきます。

会長につきましては、豊島区個人情報保護審議会条例第5条第2項の規定により、委員の皆様の互選によって選出していただくことになっておりますので、早速ですが、会長の選出について、どのようにお取り計らいしたらよろしいか、皆様のご意見を願ひいたします。

A委員：はい。

区民相談課長：どうぞ。

A委員：委員のAと申しますが、案がございますので、お話しさせていただいてよろしいでしょうか。

区民相談課長：はい、よろしくお願ひいたします。

A委員：私は豊島区行政情報・個人情報保護審議会において会長を務めさせていただきました。そのご縁で本審議会においても、豊島法曹会の推薦を受けまして、委員に推薦を受けました。その際に区より会長についての意見も求められておりました。それで、私としては会長には、さきの審議会でも職務代理を務めていただきました村山委員が最適だと考えております。よろしくお願ひいたします。

区民相談課長：ただいまA委員から村山委員を会長にとのご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

(異 議 な し)

区民相談課長：ありがとうございます。

それでは、A委員よりご推薦いただいた村山委員に会長を務めていただきたいと思います。

会 長：ご推薦をいただきましたので、会長を引き受けさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

区民相談課長：それでは、村山委員につきましては会長席のほうへご移動をお願ひいたします。

それでは、早速ではございますが、村山会長から一言ご挨拶をお願ひいたします。

会 長：この新たな豊島区個人情報保護審議会につきましては、昨年度まで開催されておりま

審 議 経 過

No.3

した情報公開・個人情報保護審議会の伝統を継いで、区の情報運営について、しっかりと意見を述べていくというふうなことでありと理解しております。

これに先行する審議会におきまして、長く立教大学の渋谷先生、それから本委員で本審議会の委員でもあらせられます草葉先生が区の実情に即した非常に厳格な運営を続けていらっしゃったというふうに思います。新しい個人情報保護法、そして個人情報保護法施行条例の下でも、この伝統にのっとり、また憲法の地方自治の本旨に従って豊島区の地域の実情に即した適正な情報の管理について意見を述べていくような審議会にしていきたいというふうに考えております。

私の挨拶は以上となります。

区民相談課長：ありがとうございました。

大変申し訳ありませんが、区長は、この後、所用がございますので、ここで退席をさせていただきます。

区 長：どうぞよろしくお願いいたします。

(退 席)

区民相談課長：私は、これをもちまして、進行役を終わらせていただきます。それでは、村山会長、よろしくお願いいたします。

会 長：それでは、代わりまして、会議を進めさせていただきます。

まず、会長の職務代理を決めたいと思いますが、その方法につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

区民相談課長：豊島区個人情報保護審議会条例第5条第4項の規定では、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」ことになっておりますので、会長の職務代理者は会長に指名していただくこととなります。

会 長：承知いたしました。会長が指名することになっているようですので、私からご指名申し上げます。草葉委員にお願いしたいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

草葉委員：はい。それでは、お引き受けさせていただきます。

会 長：では、次に会議録の作成について、事務局から説明をお願いいたします。

区民相談課長：豊島区個人情報保護審議会条例第6条第4項により、会議は公開となっております。従前の審議会における会議録では、会長、区側の説明する者、出席理事者等の発言は明記し、その他の委員の発言は、毎回、発言順にA委員、B委員、C委員として表記し、個人名については記載しないという方針でした。今審議会では、どのような取扱いとすべきかについて、ご発言をいただければと思います。

会 長：従前どおりの取扱いであれば特に問題はないと思いますが、何かこの記載の方法につきまして、ご希望やご変更等の意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

会 長：それでは、差し当たり従来どおりの方式で記載させていただくことにしたいと思います。

それでは、本日の審議に移らせていただきます。事務局のほうからお願いいたしま

審 議 経 過

No.4

す。

区民相談課長：まず本日、傍聴の方は現在のところございません。

続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。

事前にデータにてお送りいたしました資料をプリントしたものを机上に配付させていただいております。諮問1及び報告1、2、3の資料でございます。

また、本日、このほかにB委員から提出していただきました資料が2点、机上配付させていただいております。資料Bの①②というもので、カラー刷りになっているものがございます。

ここで、先ほど委員の皆様のご紹介をさせていただいた際に、お気づきのとおりB委員の随行者としてC様が参加しております。B委員からは事前に随行者の参加についてご相談をいただいております、以前の審議会においても区の説明者に随行者を認めていたこともあり、特段問題ないと判断いたしました。今後の審議に際して、ご発言のご意向については確認しておりませんが、ご発言いただく場合は委員の皆様にご了承いただく必要があると考えております。委員の随行者の発言について、認めることにご異議ある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

区民相談課長：ありがとうございます。それでは、認めるということで今後の審議会は進めさせていただきますと思います。

それでは、開会につきまして、村山会長、よろしくをお願いいたします。

会 長：それでは早速審議に入りたいと思います。本日は諮問事項1件、報告3件を予定しております。審議につきましては1時間程度を目途に執り行いたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議題に入りたいと思います。

議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区民相談課長：それでは豊島区個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

諮問第1号、個人情報保護法に係る安全管理措置について。

以上1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から必ずお近くのマイクスイッチを入れてご使用くださいますようお願いいたします。

会 長：それでは審議に入りたいと思いますが、まず、事務局より諮問についてご説明いただくというふうなことでお願いいたします。

区民相談課長：それでは諮問第1号について、私よりご説明申し上げます。

まず資料の確認をいたします。

初めに資料の右肩に「諮問第1号」と記載しております「個人情報保護法に係る安全管理措置について」。次に資料A①業務の委託に係る個人情報の安全確保のために守るべき事項。資料A②個人情報特記事項（ひな型）。資料B①個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合に守るべき事項。資料B②個人情報特記事項（記載例）。資料

審 議 経 過

No.5

B③個人情報特記事項の遵守に関する報告書。資料3、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針。

以上六つの資料でございます。このほかに先ほどご案内しましたB委員から提出された資料がございます。なお、資料B③の資料については、事前にお送りした際に添付が漏れておりました。申し訳ございませんでした。

一番上にある諮問第1号と記載された資料でございますけれども、今回ご審議いただきたい安全管理措置に関する概要を記載してございます。資料A①及び②の資料は、令和4年度以前の個人情報保護が条例により規定されていた当時のものでございます。また、資料B①から③は令和5年以降の改正適用後の内容でございます。

このように法律の施行に伴い委託に係る個人情報の取扱いに関して変更を行っております。

ところで、改正法では個人情報取扱いに関する安全管理措置について、特に万全を期すよう示されております。今回は、その中でも外部に個人情報が持ち出される等の危険要素が通常より増大する委託に関する安全管理について、委員の皆様にご審議をいただきたいと考えております。

さきにご説明させていただいたとおり、改正法に合わせて個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の安全管理に関する取決めを更新しておりますが、十分な内容となっているか疑問が残る状況でございます。より汎用性が高く契約行為を行う際に、契約書に記すべき必要な項目が漏れるなどの事故が起こることのない「守るべき事項」及び「特記事項」。そして、それらに関する分かりやすい手引き等が整備できれば、委託契約時において、また契約後の運用に関しても助けとなることは想像に難くありません。

令和6年度に向けての事前契約が12月から始まりますので、11月末を目途に内容を整理し区内部に案内できればと考えております。

時間が取れない中、大変恐縮ですが、今後もブラッシュアップを続けることを前提に、現時点での完成を目指したいと思っておりますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

会 長：それでは、委託に係る安全管理措置についての審議に入りたいと思っておりますが、まず審議のやり方ですけれども、最終的なスケジュールについては最後にもう一度確認することといたしまして、本件かなり技術的な議題になっていて、細かい部分についての問題点がいろいろと指摘され得るものかなというふうに考えております。

この審議会で、公開の場で、区民も見られるような形で議論を進めていくというふうなことをする最大の目的は、大きな価値観の選択のようなものがある場合に、それを市民の目の前で行うというふうなことが、そういうふうな意味があるかと思っております。ただ、やはりこれ、それとは少し性格が異なって、非常に法にのっとった適切な運営ができるかというふうな技術的な部分が非常に多いと思っております。

そこで、こういう技術的なことについて、本日の審議会ですべて議論して決めるというふうなことは難しいかと思っておりますので、大きな部分について全体的な問題点や方針などについてご議論いただいた上で、細かい部分についてはメール等でやり取りして、最終

審 議 経 過

No.6

的な案件を決めるというふうな方針でいこうかなというふうに思っております。これに関して、B委員から修正点について網羅的に検討した資料が出ておりますので、B委員のほうから、まずこちらについて簡単に説明していただけますでしょうか。

B委員：ご指名いただきました委員のBでございます。

今回、諮問第1号と書かれている豊島区の事務局準備資料を拝見いたしますと、まず最初に資料Aとして、現行というか旧法といいますか、条例時代の資料があります。そして、その後、Bということで、これは私の理解でございますが、旧条例時代に区において進めてきた実務や蓄積したノウハウを生かしながら、ただ法律が改正される、大本となる根本規範が改正されますので、それに合わせた対応をされたというのが資料Bとしてご提示されていると理解しております。

そして、一応資料Cという、この指針というものは、個人情報保護委員会のほうで、基本的にはもちろん各自治体の自発的な創造や創意というものは認めますけれども、基本的には個人情報保護委員会としては最低限、こういうものを守ってもらいたいということを書いてあるということになります。

そうしますと、我々、この辺りがいわゆる細かい弁護士らしいやり方ということになって恐縮でございますが、基本的には資料B、豊島区のこれまでの過去の蓄積やノウハウを反映したものというのをベースに、基本的にはそれで問題はないのではないかと考えているものの、資料C、つまり個人情報保護委員会がこういうやり方をすることが新しい個人情報保護法の下での安全管理としてベストプラクティスですというふうに示している内容に照らして不足はないかという観点でレビューすることが適切ではないかと考えました。

皆さんに今日机上配付させていただいた資料は、まさにそのような趣旨でございます。資料Bとして、豊島区が事前送付したワードファイルに対して資料C、つまり個人情報保護委員会の指針と照らして、十分にその指針で書かれているようなベストプラクティスが反映されているのか。それとも、ちょっとこの辺りについては個人情報保護委員会の指針を踏まえると、より補足もしくは明確にしたほうがいい部分もあるのではないかという観点での各補足をさせていただいております。

先ほど会長からご発言がありましたように、一個一個いわゆる条例改正のときの読み合わせみたいな、そういう形のことを今日する趣旨ではないというふうには承知しておりますが、基本的にはほぼほぼ指針のどこの対応等の関係であるかという、私の修正意見の根拠となる指針の条項を示した上で、この指針のこの文言からすると、このような点を修正したり付記したり補足することが、より今の原案を基によりよくすることができるのではないかということでコメントをしたというのが基本的な趣旨になります。

一応、今回大きな話を議論するという趣旨で簡単にご説明させていただきましたが、さらにご質問等あればご回答いたしますし、また細かいところについては別途Eメール等に基づく「てにをは」の修正のやり取り等つけたいと思います。

以上簡単にご説明いたしました。

会 長：ありがとうございます。これ、大きなところで特に指摘しておきたかった点とかはご

審 議 経 過

No.7

ございますか。

B委員：そうですね。そんなに私として、決してもともとの区原案、致命的に問題があるというふうには考えておりませんので、そこはいいんですが、ちょっとどういう資料をほかに作って、そして、どういう資料によって、この今の審議の対象となっている二つの資料B①と資料B②以外の別の資料でどこを対応する趣旨なのかということころは、区の事務局の皆様を確認したかったところがございます。

具体的には私がお送りした机上配付資料の資料B①の2ページのあたりで、別紙2の遵守に関する報告書等、手元がないので、そこでどういう内容の報告書を作成して、どういう対応をすることが想定されているのかと。そして、多分その辺りです。3のところ、次の事項を書面で確認するというところで、二つの事項が書いてある。これは遵守に関する報告書で対応するという趣旨なのかとか。この辺りのB①とB②以外の部分で区の事務局の皆さんはどのように考えているのかということころはちょっと確認をした上で進めるということと。あとはあいているのであれば資料B①の1(2)のところということで、基本的には委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準について、私が見落としていたら申し訳ないんですが、抜け漏れがあるように見えるので、そこについては私どもとしては基本的に区としてほかの基準が既にあると思われて、区の情報セキュリティに関する基準を引用して、何々に準拠してということによいのかと思いますが、この辺りについて、区の事務局のほうの考えを教えてくださいたいというのが多分大きなところだと思います。

会 長：区の事務局のほうから、例えば、今、出ました情報システムの範囲を明確にするような基準などについては存在していて、ここに取り込むというふうなことで問題ないというふうに考えていらっしゃる。

情報管理課長：区のほうのセキュリティ関係は、セキュリティポリシー、基本方針、対策基準、実施手順の三段構成になっておりまして、それにつきましては、委託先につきましても、区のセキュリティポリシーと実施手順を遵守させるという規定になっていますので、委員おっしゃっていましたが区の準用させることでよろしいのではないかと思います。先ほどのご意見のとおりであれば、明文化はしていませんが、委託の契約の中でセキュリティに関する項目がございますので、区のセキュリティポリシーを遵守するという一文が入っていますので、それをもって代用できるのであれば、それで構いませんし、記載したほうがよろしければ、そのほうがいいのかなとは思いますが。

会 長：そうですね、記載して明確にできるのであって、また、区の運用が特に変わらないというふうなことであれば、明確化するというふうな方針でもよろしいかなというふうには思われます。

このB委員から提出された修正点、または、それに限らずほかの委員の先生方からも、今、特に発言しておきたいというふうなことはございますでしょうか。

D委員：今もまさにこの点についてですけど、B委員のご指摘、もう一つあって別紙の件なんですけど、あれはどういったものを念頭に。

区民相談課長：別紙2のところでございますか。

審 議 経 過

No.8

D委員：別紙1、2ですよね。要は添付されていないというのであれば。

区民相談課長：それで、この別紙2の遵守に関する報告書というのがございまして、こちらは……。

行政情報係長：すみません。今日、机上配付させていただいて。資料Bの③がこちらの報告書の書式になって……。

区民相談課長：本日、今、事務局から説明しましたように、本日配付させていただいた、このような報告書がございます。これ、契約した相手方に、こちらについてチェックを入れていただくということで進めているところでございまして、これによって遵守する事項については確認をして、また問題があれば、そこから改善などの措置を取らせるということになっております。

会 長：分かりました。この資料B③については、事前に抜けていましたので、今、目を通していただいて何かお気づきの点があれば、この点についても言っていただくというふうなことは可能かと思えます。

B委員：1点よろしいでしょうか。

会 長：どうぞ。

B委員：資料B③を、その報告書というのは基本的には受託者、委託先の人が、この内容で間違いありませんというふうに報告するという事になっていると思いますが、どのタイミングで、それを報告させるという趣旨なのか。つまり委託の開始の前に、その報告をするという趣旨でよろしいのか。特に契約をする前に、そもそもこの報告書を見てきちんと体制が整っているということを確認した上で契約をして、それから委託するという事でいいのかというあたりについて、区の事務局のご趣旨を確認させてください。

会 長：事務局のほうでいかがでしょうか。

区民相談課長：こちらの資料B③なんですけども、これは契約をした後に、ある一定期間がたった後に報告を出させるというものでございます。

B委員：Bですが、よろしいでしょうか。

会 長：どうぞ。

B委員：そのような契約後のいわゆる期中管理という言葉をよく使いますけれども、一度その契約をした後に、例えば定期的に今こんなふうに個人情報適切に取り扱っていますという感じの報告をさせるということ自体は、大変よいプラクティスと申しますか、要するに委託をしようがしまいが区としては区民の情報をきちんと守っていくということが必要でございますので、委託したからといって、その必要な保護の水準というものが切り下げられてはいけないわけでございます。

その意味では、我々といたしましても、私といたしましても、そういう報告書で期中管理、契約後の管理をすること自体は大変適切だとは思っておりますが、一応そのいわゆる資料Cというものがございまして、資料Cの多分後ろから2枚目130というふうに下に書いているところでございまして、指針の4-8-9の(1)業務の委託等というところで、結局委託に際して、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制、実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書

審 議 経 過

No.9

面で確認すると。こういう内容になっているので、契約、委託のときに確認はしないけれども、その後定期的に確認しているからいいんだとはならないような気もしておりますので、この点について何らかの対応、別に具体的にどうするのかというのはもちろん区の裁量がありますが、何らかの対応をされるとよろしいというふうに考えます。

会 長：分かりました。この資料Cの130ページの4—8—9の(1)のところです。外部に委託する場合、つまり委託契約を結ぶ場合とかに、この委託先における責任者及び業務従事者の管理体制、実施体制、個人情報管理の状況について書面で確認するというふうなことが求められております。こちらの対応というのは区のほうで現状やられている。つまりこのBの③のような期中管理に匹敵するようなことが契約時においても実施されているというふうに言えるのでしょうか。

区民相談課長：事前に書面で確認することということで、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、また個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項ということで、そのところについて確認をさせていただいているというところでございます。

会 長：なるほど。現状でも確認されているということですね。その取扱いはこのBの①とか②のところに、Bの①に現れていますか。

行政情報係長：B①の2ページ目の3です。下から8行目の3のところに、次の事項を書類で確認することという形で資料には書かせていただいております。B委員からはひな形があったほうがよろしいということでご指摘をいただいているように伺っております。

会 長：なるほど。では、こちらが必要があれば、今、B委員から指摘があったようにひな形を作ることを検討されてもよろしいのではないかとこのふうには思われます。

E委員：よろしいでしょうか。

会 長：どうぞ。

E委員：今のお話なんですけども、事前の確認事項ということで、総務省のほうから3月末、3月28日にセキュリティーポリシーガイドラインの改訂に伴う通知ということで、尼崎市の事案を受けて、外部委託先のチェックリストというひな形が国から出ております。こちらに関しましては全部で15項目、チェックリストみたいなものが国から出ておりますので、場合によっては、そういったものもひな形として参考になるかと思っておりますので、ぜひ確認いただければというふうに思っています。

会 長：では、この資料B①の3の部分につきましては、その総務省のほうからのひな形についても確認いただくというふうなことでよろしくお願いいたします。

区民相談課長：承知しました。

会 長：どうぞ。

D委員：今の点との関係で、結局そうすると、契約時のひな形というのは、これから作成されるということなんです、これは。

区民相談課長：そうです。こちらの守るべき事項がその中に含まれております特記事項。この部分については、来年度、6年度の契約に向けて、今年中くらいに作成をしたいというふうに考えているところでございます。

審 議 経 過

No.10

D委員：分かりました。といいますのは、先ほどの当初の説明ですと、契約時のチェックはどのようなかという、先ほどのこれはB委員のご指摘でしたかね。に対して特記事項、それはあるというふうになっていますけど、特記事項を見ると、やはりこれは曖昧漠としていところが多いんです。なので、いわゆる期中報告書に比べるとちょっと密度が低いのかなと思われるので、恐らくだからこれから作成されるというのであれば、契約時のほうの報告書になるんですかね、これはチェックリストになるんでしょうか。についても、同程度の密度というのが求められるのではないかというのが1点です。

あともう一点は、これから作成されるというのであれば、ちょっと気になったのが、この資料B③というの、これは期中報告ということなんですけど、この中には契約時にあらかじめチェックされるべきものというのと混在しているんですよ。つまり、実際に委託を受けて、それで運用とかやってきたところで、ちゃんと遵守事項を遵守していますよということについてであれば、これ期中報告のほうですけど、中には例えば、個人情報の管理体制、(2)番ですね。内部規程を整備している。プライバシーマークを取得している云々というの、これは契約の最初にチェックされる事柄なんで、だから恐らくこれ期中報告で、この項目を維持するのであれば、この内部規程を例えばなくしていないとか、そういった書きぶりになると思うのですよね。だから、いろいろな項目はあるわけですけども、どれが契約時のチェックリストとして適当なのか、あるいはどれが期中報告の項目として適当なのかということをやっと整理することが必要なのかなと思いました。

ちなみに(2)番以外にも具体的に言うと、例えば再委託についてというところがあるんですけど、これについては幾つか、一つが今E委員が言われましたような、さらに恐らく詳細化することになると思うんですけど、これが1点です。多分これでは、例の新ガイドラインは済まないと思うんですよ、これが1点。

あと、もう一つは再委託については、これは、この期中報告というのは恐らく定期的になると思う、報告されると思うんですけど。再委託の場合というのは、これは特記事項のほうによれば、これは随時再委託時に報告があるということになるわけなんです。ということであるならば、再委託については既に区のほうで把握しているはずなので、なので、この期中報告での再委託についての項目を設けるのであれば、その再委託について既に報告している事項について遵守しているとか、そういった書きぶりになると思うんです。

なので、そういった形で、せつかく2回にわたって報告を求めるのであれば、機能的といいますか有効に機能するようにできればというふうにお願いします。すみません、細かいこと申して。

以上です。

会 長：そうですね。ごもっともな指摘だと思いますので、この資料B③の期中報告書と、それから契約開始時の書面での確認の二つが整合的に整理させるような形で、もう一度資料をお送りいただくようにしていただければというふうに思います。

以上が、期中、それから契約開始時の委託先等の体制に関する書面での確認に関する

審 議 経 過

No.11

部分というふうなことになるかと思えます。その他の部分について、ほかの先生方から何か、ここでご指摘しておきたいというふうなことはございますでしょうか。

D委員：すみません、度々。これ、今の資料B③以外でもよろしいということですか、全般的ですが。

会 長：はい。

D委員：細かいところにつきましては、先ほど会長が言われましたように、メールなどで検討していくということなので、ここでは大まかな方向性ということだけということなので、それに絞ってなんですけれど。

お送りいただいた特記事項を拝見して気になったのが、これ再委託については、これは基本的には、全体的にこの資料Cの内容に遵守しているとは思われるんですけど、細かいところはいろいろ多分これから各委員から指摘あると思うんですけど。ちょっと一番気になったのが、再委託の制限について、6条でございまして、よくあるのが、例えば大規模プラットフォーマーとかに委託をするときとか、この特記事項はそのまま遵守できないという場合も間々あるんですよ。多分、これ、今でも豊島区でも、先ほどB委員がこれまでの区の実績に鑑みてというふうに言われましたけれど、恐らく今でもそういった経験はあると思うんです。この6条の再委託の制限などをはじめ、例えば具体的には、よくあるのが再委託の名称というのは契約時にはまだ決まっていないというケースもあったりとか、あるいはこの監督とかについて監督事項もあるんですけど、これについてちょっとやめてくれというわけではないけれど、区が思うような形の監督が再委託先についてはできないということは間々あるんです。名前出すとグーグルとかなんですけれど。そういうときはどうされるのか。

だから、ある程度、考え方は二つあって、一つはバッファーを設けたような形で規定を設ける。つまりある程度幅を持たせておいた形で特記事項では規定しておいて、具体的な詰めとか確保については、そのときの契約時に確認するというのの一つあると思うんです。従来であれば、これ、昨年度までであれば、これ逐一この審議会に出されて審議していたので、一応チェック体制はあったんですけど、それに代わるものとしての。ただ、昨年度、これ議論がありましたように、審議会で、これが業務委託ごとの審議が外れてしまったので、管理どうなのかという懸念事項として昨年も多々発言があったところでありまして。そうであるならば、この特記事項などの段階である程度管理体制を確保した規定ぶりにする必要があるわけですけど、そうすると先ほど申したように、実際力関係といいますか先方との関係で修正をしなければいけないというのが間々あると、これ恐らくここにおられる方、全員、実務家でおられますので、そういった事情があるというのは恐らく共通理解であると思うんですけど。こういう場合どうするのかというところなんです。ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

これ、今6条の規定などを挙げたわけですけど、ほかにもあるんですね。例えば安全管理措置とか、結構いろいろ、あと15条の監査に応じる義務とかです。いろいろ先方から忠誠を求められるときがあると思うんですけど。こういうときどうされるのか、ちょっと基本的なお考えをお聞かせいただければと思います。

審 議 経 過

No.12

B委員：すみません、この点について、私からも補足してお聞きしてよろしいですか。

結局、私、資料B①に机上配付で冒頭に書いたんですが、約款による外部サービスの利用というのは、結構既に政府機関、地方公共団体等における業務のLINEの利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービスの利用の考え方ガイドラインや、あと最近だと今年の5月だと思いますが、チャットGPTとの生成AIの業務量について公表されており、要するにまさに今のD委員の問題意識に基づいて、委託と約款による外部サービスの利用を切り分けて、それぞれについてのリスク対応をしていこうみたいな考えも示されているところで、一応私が今回資料B①の9とB②の机上配付資料をレビューした際には、まさにそういう約款による外部サービスの利用の話は、この枠組みに載ってこないという前提でレビューしたところですが、載せるんだということであれば、また今D委員がおっしゃったような形の対応が必要かなと思っております。その点を合わせてご回答いただけると大変ありがたいです。

会長：事務局のほうからよろしくお願いいたします。

どうぞ。

情報管理課長：情報管理課長です。

前提というか立てつけとして、区の契約行為を結ぶ場合は契約側の規則がございまして、その特記事項とか再委託の制限とかという内容につきましては、その契約のルールに従った書類になっています。

一方で、個人情報観点からしたセキュリティーポリシーがございまして、セキュリティーポリシーの内容を反映して、その特記事項なりが作られています。先ほど委員がおっしゃっていた漏れる事例があるのではないかということに関しては、原則的には区の契約のルールを遵守できないのであれば、契約しないでくださいとか、できませんということでお断りをするようになります。ただ、そうはいつでもグーグルとかマイクロソフトみたいな、ちょっと代用がきかないようなところにつきましては個別に協議をさせていただいて、特記事項をその契約に基づいて一部改変を、契約課長と業者と、その契約者の所管課の中で協議をして、一部事業者が言うところの内容については書き方を変えるというような形は以前ございました。

ただ、管理監督を外すとか、再委託が書けないから書かないかということにはならなくて、やはり契約前に再委託先があるのであれば、再委託先はここですということは明記させますし、そういう区が監査をする場合については、しますということは多分外れないということはあったと思います。

あと、もう一方の委託と約款のお話ですけれども、セキュリティーポリシーのほうを去年改訂してしまっていて、立てつけが二つございます。セキュリティーポリシー自体は委託も約款も両方ともかかってくるんですけども、約款によるサービス利用がある場合は、セキュリティーポリシーの細則として外部サービス利用ガイドラインというのを設けてあります。これにのっかって事業者のほうに、ISMAPを取っているかというのを含めた形でのセキュリティーチェックシートというのを出させます。それはサーバー側もそうですし、アプリケーション側もそうですし、データセンター側もそうなんです

審 議 経 過

No.13

けど、総務省が規定しているチェックリストがございますので、それに基づいて契約前にそのチェックリストを出させて、情報を管理、個人情報の管理が適切になされているかどうかというのをチェックした上で約款なりの契約をします。契約というか約款の取り交わしをするというか、約款を開始するというか、というような形になります。

その後、運用状況が正しく行われているかという運用状況側のチェックリストもございますので、そのサービス利用が開始した後に、定期的に事業者のほうに確認をするような様式がございますので。これは何か月ごととかという規定はないんですけども、約款サービスが始まってから、しばらくたってからはもう一回やってくださいということでガイドライン上は規定しているところでございます。

会 長：ありがとうございます。

約款による契約をどういうふうに行うとか、あるいは、この契約の特記事項を変える場合に、どのような措置を取るかというふうなことについては一応基準があるということですね。それは新しい個人情報保護法の下でも妥当するものとして用いられている。つまり何らかの個人情報保護法に従って確認して内容を精査したものになっているのか。それとも従来から使っているものをそのままなのかというふうなことで、そこについても内容を検討する必要があるかというのは出てくるかとは思いますが、いずれですか、見直しとかをされたということなんですかね。

情報管理課長：特記事項については、昨年度の契約も、今年度の契約も、同じものが使われています。ただ、保護法が変わりましたよということは通知済なので、もし個人情報を利用するようなものがあつた場合は、個別に契約課長と協議をしていきたいと思います。その際は私ども情報管理課とか、あと区民相談課とかの専門部署も交えながら個別に対応していきたいと思いますということになっていますので、特記事項そのものが新しくなったということにはなっていません。

会 長：なるほど。そちらは新しくなっていないわけですが、区のほうで、できるので、わざわざこちらで専門家で話し合ってくださいまでもないということであれば、それでも大丈夫ではあるんですけども。ただ、こういう機会ですので、もし不安があるようであれば、そこら辺の新法対応の関係についても、追加で資料等をこの委員で確認するというふうな作業があつてもいいかもしれませんが、それは区のほうでご決断いただければというふうには思われます。どうでしょう、D委員、B委員。

B委員：そこは基本的には区のほうで、どの事項を審議するのかというのは区の判断だと承知しておりますが、もし区の判断として、こちらの委員会に審議会に持っていきたいということであれば、審議会のほうで受けるということについては、私としては異存ございません。

会 長：そうですね。では、そこら辺の事柄については区のほうで考えていただければというふうに思います。

それでは、ほかに。

D委員：今のところなんですけど。

会 長：はい、どうぞ。

審 議 経 過

No.14

D委員：新法との対応についておっしゃられたとおりなんですけど、恐らくこれ間違いなく従来に比べて修正が必要になるのが再委託の先ほどE委員が言われた、あれとの関係です。あれは恐らく間違いなく内容的な修正が加わってくるのかという気がしますので、よろしくをお願いします。

会 長：そうですね。では、そちらのほうについても区のほうで修正していただいて、せっかく審議会がありますので、何か疑問点等があるようであれば、本審議会の委員にご相談いただくというふうなことも大丈夫かと思えます。

それでは、ほかに全体に関しまして、何かご議論ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

会 長：それでは、この審議会の場におきましては、大きな議論というふうなものに限定して様々なご意見をいただくことができたと思えます。

今後のスケジュールなどにつきまして、区のほうからは11月中に内容をまとめたというふうな意向をいただいております。次回の審議会は11月ぐらいということですかね。次回の審議会が11月頃というふうなことになっておりますので、そのときにまとまるように、事務局のほうから完成した原案というふうなものをお示しいただきたいと思いますが、そのためにメールでの意見交換などの作業が入りますので、事務局のほうから8月中に今回の意見をまとめて、それに対する対応なども含めて資料一式を委員に送付していただき、それに関して、次回審議会までにご意見をいただく、あるいはご確認をいただいて、次回審議会でも更新することができるようにしたいというふうにご考えております。

それでは、この諮問第1号につきましては、そのような過程を経て最終的な成案としてほしいというふうに思いますが、この進め方でよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

会 長：それでは、そのように進めたいと思えます。本件については継続審議とさせていただきます。

それでは、本日につきましては、この諮問については終わらせていただきます。

以上で本日の諮問事項に関する審議は終了となりました。次は、その他に移りたいと思えます。それでは事務局のほうからお願いいたします。

区民相談課長：続きまして、報告でございます。

まず初めに、昨年度の行政情報公開及び個人情報開示の実施状況についてご報告いたします。

こちらは行政情報公開・個人情報保護審議会のときにも、例年この時期にご報告させていただいているものでございますので、後ほどご覧いただけたらと思えます。

次に、個人情報の漏えい等についてのご報告でございます。

こちらは令和5年4月から6月までに起きたものについてお示しをさせていただきます。

次に、個人情報保護法に関する職員研修についてでございます。

審 議 経 過

No.15

こちらは、改正個人情報保護法では、法第66条第1項により安全管理措置を講じることとされておりまして、個人情報保護管理者は従事者を教育することを義務づけられております。そのため右肩に報告3と記載のある資料によりまして、全職員に対し、Eラーニング研修を行う予定でございます。

また、もう一点の資料は、個人情報保護管理者及び保護担当者を対象としていますが、さきに資料をお送りした時点では区民相談課が作成した部分のみのものでございました。その後、情報管理課と合同で、研修資料「個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティ」を作成いたしましたので、差し替えさせていただいております。

私からの報告は以上でございます。

会 長：報告事項ではございますが、何か質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

会 長：それでは、ご質問がなければ、これで報告を終わらせていただきます。

本日の議題は以上となりますが、最後に事務局より連絡事項等ございましたらお願いいたします。

情報管理課長：情報管理課長でございます。

先ほど私の発言の中で、特記事項が昨年度、今年度は変わっていませんという話をしたんですが、すみません、間違いでございまして、個人情報保護法の改正を受けて、新しい特記事項に既になっています。今年度の契約から、この新しい特記事項、全部改正令和5年3月2日版が適用されていますので。今、手元にその新旧のどこが変わったかというところがないんですが、ただ新しくなったというところだけ訂正させていただいて、ただ再委託に関しては再考すべきということ、これに関しましては考えさせていただきたいと思います。

会 長：承知しました。追加の情報がございましたが、よろしいでしょうか。

(な し)

会 長：それでは、本日の議題は以上となりましたので、最後に事務局から連絡事項ございましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日はありがとうございます。委員の皆様におかれましては、今回が初めての審議でありましたが、いかがでしたでしょうか。

今後とも当審議会へのご理解、及び円滑な運営へのご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

事務連絡でございますが、次回の審議会は11月頃を予定しております。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会 長：それでは、本日は閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

審 議 経 過

No.16

<p>合 議 結 果</p>	<p>議 事 次の諮問事項について審議し、これを継続審議とした。 諮問第1号 個人情報保護法に係る安全管理措置について 次の事項について報告された。 (1) 「行政情報公開及び個人情報開示の実施状況」について (2) 「保有個人情報の漏えい等」について (3) 「個人情報保護法に関する職員研修」について</p>
<p>提 出 さ れ た 資 料 等</p>	<p>会議次第 資料1 個人情報保護法に係る安全管理措置について 資料A① 業務の委託に係る個人情報の安全確保のために守るべき事項 資料A② 個人情報特記事項（ひな型） 資料B① 業務の委託に係る個人情報の安全確保のために守るべき事項 資料B② 個人情報特記事項（記載例） 資料B③ 個人情報特記事項の遵守に関する報告書 資料C 行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針 報告1 行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況 令和4年度 報告2 保有個人情報の漏えい等（令和5年4月1日～令和5年6月30日） 報告3 個人情報の適正な取り扱いのための研修資料（全職員用） 管理職・情報化推進員対象個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティ研修</p>